

京都府果樹農業振興計画

所管課：農産課

根拠となる法律：果樹農業振興特別措置法
(令和元年度～)

■ 趣旨

京都府内の果樹産地が、小規模でも特色のあるものとして、地域の特徴や立地条件、販売条件などを最大限に生かしつつ、担い手が消費者ニーズに的確に対応した生産・販売活動が行えるよう、国の果樹農業振興基本方針（平成 27 年 4 月策定）に即し、産地構造改革計画の策定推進等を通じて、目指すべき産地の姿を明確にしながら、競争力の高い産地づくりを推進します。

■ 基本方針と目標

果樹の種類	振興方針	栽培面積目標 (ha)
なし	消費者ニーズにあった糖度の高い品種を中心として、収益性、出荷期間、省力性等、品種構成を考慮しながら新植・改植を推進する。 など	85
かき	カットバックによる園地の若返りを始め、管理の徹底により生産性の向上を図る。 など	210
ぶどう	消費者ニーズに合った大粒系優良品種の導入を推進する。 など	89
くり	ブランド産品である「丹波くり」の需要に対応した品質向上と安定生産を目指す。 など	459

■ 目標達成のための取組

- 後継者育成
 - ◆ 経営・技術課題の解決や経営戦略・事業計画の策定、販路開拓等について、関係機関の連携による支援や専門家派遣等により、経営の継承・継続・発展を支援します。
- 優良品目・品種への改植、省力樹形の導入
 - ◆ 長期出荷や省力栽培が可能な多様な優良品種の導入など、ニーズが高く、多様な販売ルートが期待できる品目への改植を推進します。
- 労働力確保・作業軽減化
 - ◆ ロボットやAI、IoT等の先端技術の実証・導入により、地域の労働力の確保や軽労化を図ります。
- 異常気象対策
 - ◆ 気象変動に応じた適切な栽培管理や技術対策をはじめ、障害が発生しにくい品種の導入、土づくりや健全な樹体育成など、気象災害に強い産地づくりを進めます。
- GAPの実践や認証取得を視野に入れた果樹生産の推進
 - ◆ GAPの実践や認証取得に向けた研修会の実施など、産地における食品安全、労働安全、環境保全等の取組を推進します。
- 海外輸出
 - ◆ 現地百貨店等におけるPR販売や、生産者によるマーケティング調査、商談会参加など、販路開拓に向けた取組を支援